

「新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見募集の実施について」への意見一覧  
(カウンターパーティ・リスク、マーケット・リスク)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第 10 条 第 2 項 第 1 号	10 条 2 項 1 号に、信用リスク・アセットの額を算出することを要しないものとして「第七十九条の五又は第百七十七条の二に規定する取引に係る未収金」とあるが、「有価証券の未決済取引に係る未収金」と変更していただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、告示案を修正いたします。
2	第 10 条 第 3 項	清算機関等には、各種取引所の他、以下が含まれる事を解釈集等で明確化していただきたい。  ○東京銀行協会 ○日本国債清算機関 (JGBCC) ○日本証券クリアリング機構 ○米 国 FICC ( Fixed Income Clearing Corp.) ○英 国 LGH ( London Clearing House)  (一方、短資会社は清算機関等に含まれないとの理解でよいか同時に確認させていただきたい。)	今後、解釈集等において、明確化を図る予定ですが、日本国債清算機関及び日本証券クリアリング機構は信託業法第 31 条に規定する清算機関であるのが明らかである一方、現状、短資会社は含まれないと考えております。
3	第 10 条 第 3 項 (農中 第 10 条 第 3 項)	清算機関等については、「(…信託業法第 31 条に規定する清算機関その他これに類するものをいう。…)」とあるが、その他これに類するものについての具体的なガイドラインの提示をお願いしたい。	同上
4	第 10 条 第 3 項 第 1 号	海外における「レポ形式の取引及び現物・直物取引」が除外されてしまう誤解を避ける観点から、10 条 3 項 1 号の表記を修正いただきたい。 〈修正前〉清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、 <u>レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャー</u>	「レポ形式の取引及び現物・直物取引」は国内固有の概念ではありませんので、海外における取引も除外されません。

		<p>&lt;修正後&gt;清算機関等との間で成立している派生商品取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引、信用取引<u>その他これに類する海外の取引</u>より生ずるエクスポージャー</p>	
5	第 79 条 第 283 条	<p>「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」において、以下の取引については資本賦課の対象とならないことが許容されており（パラグラフ 89、90）、本邦においても、同様の取扱いを許容していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バンキング勘定のエクスポージャー等をヘッジするクレジット・デリバティブ</li> <li>・バンキング勘定でのクレジット・デリバティブのプロテクション売り取引</li> </ul> <p>なお、ファーストトウデフォルト型のクレジットデリバティブ(136条により第8章の規定を準用する場合を含む)の場合についても、同様の取扱いとしていただきたい。</p>	御指摘を踏まえ、告示案を修正いたします。
6	第 79 条 第 283 条	<p>レファレンス資産に関するバンキング勘定でのリスクアセット計上、トレーディング勘定での個別リスク計上（第 283 条において、個別リスクの相殺については規定）については明確な規定がないので、それぞれ計上の必要があるか確認させていただきたい。なお、トレーディング勘定において、個別リスク計上の必要がある場合には、プロテクション購入の場合はレファレンス資産のロングポジションを、プロテクション売却の場合はレファレンス資産のショート・ポジションを認識するという理解でよいか。</p>	商品性により異なりうるため、必要に応じ、解釈集等で明確化したいと考えています。

7	第 79 条 第 2 項	<p>第 79 条 1 項にある「外国為替関連取引」には、先物、先渡、その他の為替関連派生商品取引が全て含まれると理解している。また、第 79 条 2 項において長期決済期間取引の対象となる「外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引」についても、上記と同様の取引が含まれると理解しているが、その理解で正しいか否かを確認させていただきたい。仮に対象取引が異なる場合には、対象となる取引の明確化を図っていただきたい。</p>	<p>派生商品取引に該当するものはこれまでどおりですので、その旨、告示案において明確化を図ります。</p>
8	第 79 条 第 2 項 第 1 号等	<p>I 長期決済期間取引となる同時決済取引の扱い</p> <p>(1) 告示案上、「約定上の決済期日の経過後において支払い又は引渡しが行われていない営業日数（以下「経過営業日数」という。）が四日以内の取引」と表現されており、経過前の取引が含まれないように読み取れるので、含まれることを明確にさせていただきたい。</p> <p>(2) 長期決済期間取引となる同時決済取引で、約定上の決済期日を経過した取引（ただし 4 日以内）について、カレント・エクスポージャー方式を採用する場合、決済がいつ行われるか不明であること、決済期日経過後 4 日以内に限定されていることを鑑み、再構築コストは現在の価格を用いて評価、アドオンは 0 となることを、告示もしくは解釈集で明確化していただきたい。（なお、約定日以降、決済期日以前の再構築コスト、アドオンの考え方も同様でよいか。）</p> <p>II 通常の同時決済取引の扱い 長期決済期間取引に該当しない通常の同時決済取引で、取引を約定したが受渡日（決済日）到来前の場合、信用リスクアセットの賦課はないことを確認したい。</p>	<p>&lt; I (1) 及び II について &gt; 御指摘を踏まえ、告示案を修正いたします。</p> <p>&lt; I (2) について &gt; 決済がいつ行われるか不明であることは、むしろ保守的に扱うべき要素と思われます。また、決済期日経過後 4 日以内に限定されていることは、それを超過した場合により厳しい扱いになることを考えると、アドオンを不要とする理由にはならないと思われます。約定日以降、決済期日以前についても、通常の枠組みによるアドオン計算を除外する理由はないと思われます。</p>

9	第 79 条 第 79 条 の 2~5	今回新設された長期決済期間取引、未決済取引等の取扱いについて、具体的な取引事例の解説等によりリスク・アセットの算定方法等を明確にしていきたい。	何を明確にすべきかにもよりますが、基本的に、①未決済取引については、経過営業日数等に応じたシンプルなチャージであり、②他方、長期決済期間取引について派生商品取引に準じて扱う場合には、採用手法により計測手法が異なることから、あらゆる場面を想定してお答えするのは困難と考えられます。
10	第 79 条 第 79 条 の 4 第 157 条 第 5 項	国内外を含む現行の市場・リスク管理慣行と大きく乖離せず、よりリスク感応度の高い規制を期待するため、当該方式について、できるだけ早期に具体的要件をご提示いただき、パブリックコメントに附す、もしくは業界との対話を開始するようお願いしたい。	実務を踏まえた議論を行いたいと考えておりますので、採用に向けた検討が既に具体化している金融機関がありましたら、ご相談下さい。

11	第 79 条 の 2 第 2 項 第 113 条 第 1 項	再構築コストの考え方について、「零を下回らない」と定義されていますが、負の再構築コストについてもアドオン及び差入担保との相殺について可能となるよう、本記述の削除を要望する。ISDA の担保契約 (CSA) に基づく担保付派生商品取引は、受信額 (負の再構築コスト) と差入担保の相殺を期待して成り立っている取引であり、担保契約の法的有効性を前提に両者の相殺が認められるとされている。この考え方と、算出時点の負の再構築コストとの相殺を認めないということは、そもそも CSA 取引を行っている前提に反するものであり、内部の信用リスク管理と規制上の信用リスク計算との間に矛盾が生じることになる。したがって、カレント・エクスポージャー方式においてもアドオンと差入担保の相殺を認めるべきと考える。また、他国での検討状況についてもヒアリングしたところ、ドイツの連邦金融監督庁 (BaFin) では負の再構築コストと差入担保との相殺を可能としており、国際レベルでの不整合を無くすためにも再検討して欲しい。	17 年 3 月 31 日付回答の別紙 4 項番 2、3 でお答えしたとおりです。
12	第 79 条 の 2 第 2 項 第 113 条 第 1 項	派生商品取引のアドオン掛目の計算に関して、担保付取引の場合は残存期間に加えて、実質的な残存期間に関する規定を追加すべきと考えます。	担保付取引の運用は様々でありうるため、その残存期間を一律に「再評価日までの期間」とみなすことには困難があると思われます。また、よりリスク感応度の高い手法として、バーゼル II の標準方式等がありますので、カレント・エクスポージャー方式の変更は不要と考えます。
13	第 158 条 第 3 項 第 4 号	為替先物、先渡、その他の為替関連派生商品取引については、1 年の下限を適用しないとの理解でよいか。	派生商品取引は、第 158 条第 3 項第 2 号に該当しない限り、マチュリティの下限が 1 年となります。

14	第 274 条 第 2 項 第 4 号	既に現行の規制で内部モデル方式を採用している銀行は、みなし承認の提出資料において、当該銀行が現行の告示に基づく届出を行って以降リスク計測モデルの重要な変更を行っていない場合は、当該項目に係る資料等の提出は必要ないものと考えてよいか。	17 年 3 月 31 日付回答の別紙 7 項番 5 でお答えしたとおりです。
15	第 274 条 第 2 項 第 4 号	第 274 条第 2 項第 4 号の「開発」を「開発プロセス」と修正願いたい。また、本項における「開発プロセス」には、当該モデルの要件定義／実装確認／制定プロセスは含まれず、当プロセスに従事する者が、その後定期的にモデルの検証を行うことが問題ないことを確認したい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「開発」を「開発プロセス」と変えることで、語義が一義的に変わると思われません。</li> <li>・具体的にどのような場合に「開発から独立」ということができるかについては、検証の妥当性確保の観点から、個別的に判断されるものと考えられます。</li> </ul>
16	第 277 条 第 1 項 第 2 号ホ	<p>トレーディング勘定はバンキング勘定と比較して短時間の間にポートフォリオが大きく変化しやすく、個別ポジションの信用情報も基本的に公開情報に限られている。一方で、デフォルト・リスクの計測に関しては第七章の内部格付手法の要件に沿った内部格付を迅速に行うことがリスク管理上で求められているが、その要件の中には、トレーディング勘定にそのまま適用するには内部リスク管理実務上、および費用便益の観点上、適切ではないと思われる要件がいくつか含まれている。前述のバンキング勘定との性質的な違いを踏まえ、内部格付付与、リスクパラメータ値の付与に関する一連の手続きについて実務に応じた柔軟な対応を認めることを要望する。具体的には、以下の三点につきご検討をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホ(1)の「計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整うえ」について、リスク管理上の要請を踏ま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同条において「調整のうえ」とあるのは、バンキング勘定の内部格付手法と異なる特性を考慮する趣旨ですが、具体的な取扱いについては、モデルの妥当性確保の観点から、個別的に判断されるものと考えられます。</li> <li>・パラメーターの設定については、申請される金融機関から、バンキング勘定のものとは異なることや具体的な推計手法の妥当性を含め、その適切性をお示し頂くことが必要です。</li> <li>・いずれにせよ、ご指摘のとおり、本件については、実施に向けた諸外国の状況やバーゼル委での検討も踏まえながら、今後、検討を進めていきたいと考えています。</li> </ul>

		<p>えつつ、トレーディング勘定のポートフォリオに関するポジション解消期間に応じた信用VaRの観測期間の設定に柔軟性を持たせる、といった対応が考えられるが、具体的には個別リスクの承認プロセスの中で柔軟な対応がとられるという理解で良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 続く「第七章に規定する基準を適切に充足していること」について、PD、LGD、EAD、および相関の各パラメーター設定については、第七章の内部格付手法の要件と同等の仕様を満たすが計測値そのものについては銀行勘定とは独立したものを利用できるとの理解で良いか。</li> <li>・ 同じく「第七章に規定する基準を適切に充足していること」について、リスク管理上の要請を踏まえつつ、内部格付付与ならびにリスクパラメーター付与のプロセスにおいて、バンキング勘定のプロセスとは異なる、外部格付やマーケット・スプレッド等の情報を主に利用したプロセスに基づく計測を行うことを認めて欲しい。例えば、外部格付（適切な外部格付がない場合は財務データもしくは業種特性等を鑑みた上で推定される格付）とマーケット・スプレッドから直接PD、LGDを算出する方法などが考えられる。</li> </ul> <p>なお、ISDAは、バーゼル委のAccord Implementation Group (AIG)のStrand 3サブグループに対する業界団体（ISDA/IIF/LIBA）共同意見書の中で（別添資料）、トレーディング勘定に含まれるエクスポージャーの信用リスクの内部格付を賦与する際の規制当局のバンキング勘定とは独立した柔軟な対応を求めている。国際的な銀行監督の整合性の</p>	
--	--	--	--

		観点から、国内のみならず海外の議論の動向も踏まえた検討をお願いしたい。	
17	第 284 条	信用リスク区分における適格対象格付機関や、使用する格付の内容（依頼格付けと勝手格付け）についての早期明確化をお願いしたい。	追って公表する予定です。
18	附則第 6 条等	二百七十三条二項三号に記載の承認基準に適合していることを示す書類は、基本的に、現行の告示に基づく届出の際に提出した書類に、新告示にて追加された項目に該当する書類等を添付すればよいか。	具体的な手続等については、順次、お示しする予定です。
19	附則第 14 条	1 年の経過措置後、2 年間、旧法によるフロア計算の 2 重計算を避ける観点より、旧法適用の際にも、新規制を適用したのと同じものを使用したいと考えるが、解釈上可能と考えてよいか。現状の規制上、原取引期間 14 日以内の取引を除くことについては、「できる」という規定になっている。これを 5 営業日としても、フロアは保守的に適用されることとなり、現行規制にも抵触しないと考えられる。	外国為替関連取引についてご指摘のように扱うことは、現行規制に反するものではないと考えられます。
20	附則第 14 条	未決済取引等に関する経過措置を附則第十四条にて許容していただいているが、同様に「長期決済期間取引」についても経過措置を認めていただきたい。	御指摘を踏まえ、告示案を修正致します。